



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 伊 予 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 大 塚 岩 男
(コード番号：8385 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員総合企画部長 三好 賢治
(TEL 089-941-1141)

定款一部変更に関するお知らせ

伊予銀行（頭取 大塚岩男）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 26 日開催予定の当行第 112 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当行は、平成 27 年 3 月 24 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の追加、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更ならびに剰余金の配当等の決定機関の変更等を行います。
- (2) 会社法の改正により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、責任限定契約を締結できる旨の規定を追加いたします。
- (3) 公告の周知性および利便性の向上を図るため、当行の公告方法として電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときの措置を定めます。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更、役付取締役の名称に係る変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上

【 別 紙 】

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部は変更部分を示しております。）

現 行	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 （記載省略）	第 1 条～第 3 条 （現行どおり）
（機関） 第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	（機関） 第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
（公告方法） 第 5 条 当銀行の公告は、愛媛新聞および日本経済新聞に掲載する方法によりおこなう。	（公告方法） 第 5 条 当銀行の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 愛媛新聞および日本経済新聞に掲載する。
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条 （記載省略）	第 6 条 （現行どおり）
（自己の株式の取得） 第 7 条 当銀行は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除） （以下条番繰上げ）
第 8 条～第 18 条 （記載省略）	第 7 条～第 17 条 （現行どおり）
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会ならびに <u>監査等委員会</u>
（員数） 第 19 条 当銀行の <u>取締役は、18 名以内とする。</u> （新設）	（員数） 第 18 条 当銀行の <u>監査等委員である取締役以外の取締役は、10 名以内とする。</u> <u>② 当銀行の監査等委員である取締役は、7 名以内とする。</u>
（選任方法） 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u> （新設） （第 1 項から移記） <u>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u>	（選任方法） 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別しておこなう。</u> <u>③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u> <u>④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u>

現 行	変更案
<p>(任期) 第 21 条 <u>取締役</u>の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>増員または補欠</u>として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第 20 条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役および代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各 1 名、<u>取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>② (記載省略)</p>	<p>(役付取締役および代表取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各 1 名、<u>およびその他の役付取締役</u>を定めることができる。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第 23 条～第 24 条 (記載省略)</p>	<p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(決定事項) 第 24 条 当銀行は、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) 第 25 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>② <u>前項の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 26 条 (記載省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規定) 第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会<u>規定</u>による。</p>	<p>(取締役会規程) 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会<u>規程</u>による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第 29 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(新設)	<u>(責任限定契約)</u> 第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第5章 監査役および監査役会	(削除)
<u>(員数)</u> 第28条 当銀行の監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(選任方法)</u> 第29条 監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。	(削除)
<u>(任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
<u>(監査役会規定)</u> 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	(削除)

現 行	変更案
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第 34 条 当銀行は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 5 章 計算</p>
<p>第 35 条 (記載省略)</p>	<p>第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) 第 34 条 当銀行は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当およびその基準日) 第 36 条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 ② 当銀行は、<u>取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当をすることができる。</u> ③ (記載省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第 35 条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 ② 当銀行の<u>中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> ③ (現行どおり)</p>
<p>第 37 条 (記載省略)</p>	<p>第 36 条 (現行どおり)</p>

以上